

このかレター

2023年 第2号 (11月9日発行)

編集・発行 ● 「難民・移民なかまのいのちの緊急基金」運営チーム

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18 日本キリスト教会館 52号室

RAIK内 外キ協事務局

電話 (03) 3203-7575 E-mail: nanminkikin@gmail.com

郵便振替 00190-4-119379 口座名称: 外キ協

ホームページ <http://www.gaikikyo.jp>

難民申請者・仮放免者たちの 今を想像してください・・・

● 渡邊さゆり (「難民・移民基金」運営チーム/マイノリティ宣教センター共同主事)

● 難民申請者一人ひとりの背景・・・

日本に難民として逃れてくる方の背景は、お一人ひとり異なります。たとえば、出身国で内戦になり居住地が奪われ、IDP (国内避難者 Internally Displaced People/Persons) となった人が、国外避難の道が開かれ渡航、行き着いた先が、たまたま日本だったというケースがあります。

私の知人は出身国から出るにあたり、まずヴィザ不要の隣接国へ移動し、帰国期限ギリギリまで滞在、その間に次の国へのルートを得、それが日本だったという方がいます。

この経緯からは、本人が出身国に戻ることは絶対にできない緊迫した状況であることが明白です。単に「日本に来たい」と思ってふらりとやってきて気に入ったからそこに長期滞在しよう、そんな軽いものでは全くありません。

● たどり着いた日本では・・・

自分の意に反して出身国を出なければならぬ人が到達した避け所である日本で、さらに命の危機に

直面させられているのが、現状です。二重、三重の苦しみを国家レベルで与えていることとなります。

先日、東京都内の公園に20人近くの難民申請者が野宿を余儀なくされていることがわかりました。あまりにも無計画な渡航と思われるかもしれませんが、「逃げる」ということは、そういうことではないでしょうか。

当初入国するために保持していたヴィザは家族呼び寄せによる短期滞在であったり、観光ヴィザであったり、さまざまです。難民として最初から日本に来ることはできないからです。入国後に難民であることを証明していきますが、その道のりが他国に比して相当に険しいのが日本です。

「だったら日本に来なければいい」などと、心ない言葉を言う人もいます。本人もそう思っているかもしれませんが。命を守るためやっとたどり着いた場所を「私の居場所」と声をあげるには、これだけの長くて辛い経緯があるのです。迫害されないことをのぞみ、暮らしにくいことがわかっていながらも、そこで生きていこうという決意が込められているのです。

●それでは、私たちは・・・

わたしは、そうして日本にやってきた人と出会うことになったそのことに、特別の意味があると思っています。この出会いも予期せぬものであれば、それを神さまの導きだと真摯に受け止め、いま目の前にいる人といのちを互いに尊重しあって生きていくことが大切だと思います。

入国当初に保有していたヴィザの期限が切れ、在留資格が失効した状態になり、強制退去命令の対象とされ、難民認定審査を待つ間に入管施設に收容され、そこからさらに仮放免が許可され施設外での生活となる、このステップは良い方向へ向かうための道なのでしょう。

●仮放免されても・・・

仮放免では就労は認められません。住民登録ができませんので福祉サービスを受けることができません。在留カードがなく、仮放免であることを証明する一枚の紙が、日本にいる理由を示すことになりま

す。社会生活を営んでいると携帯電話の契約にも、交通ICカードを持つにも、いつでも「身分証明」を要求されます。図書館の利用カードを作るときにも自分が何者かを要求されます。子どもたちが校外学習に出かけるためには、健康保険証が要求され、住民登録の写しを要求されることすらあります。これらありとあらゆる生活の断面で息を止められるような瞬間に晒されている児童、生徒。そんな経験を親には打ち明けることを憚る子……。

●「日本社会」を捉えなおす

社会で暮らしながら、常に「いるのにいない」が突きつけられるしんどさを、心の隙間に埋め込みながら日々を送っている人びとがすぐ隣にいるということを、わたしたちは忘れてはならないのです。日本にいる人は日本国籍者だということをデフォルトにしてきた社会形成から離脱し、日本にいる人は世界の国や地域から来た人、日本で生まれた人という新しい世界観にシフトする時が来ていると思います。

入管難民法の改悪から5カ月・・・

* 6月9日、「改悪」入管難民法が国会で成立、1年以内に実施される。⇒6月～8月のトピックは『ここのかレター』前号をご覧ください。

8月24日◆非正規滞在者に在留特別許可を求める

斎藤法務大臣が、非正規に滞在する日本生まれの子どもとその家族に在留特別許可を出す方針を発表しました(8月4日)。移住者と連帯する全国ネットワークは、「人道的な視点から、家族をもたない人も含め、この社会を『居場所くふるさと』として暮らすすべての非正規滞在者に対し、在留特別許可を適用するよう」求める市民団体・教会関係団体、171団体連名の声明を法務大臣に提出し記者会見。

9月29日◆ウィシュマさん死亡事件で

名古屋入管の刑事責任を不起訴

2021年3月に名古屋入管で亡くなったスリランカ人ウィシュマ・サンダマリさんの事件で、名古屋

地方検察庁は、殺人および保護責任者遺棄致死容疑で告訴・告発されていた名古屋入管局長らに対して、再び不起訴。しかし、名古屋入管が違法な收容を続け、必要な治療を怠ったことは明らかです。今後は、名古屋地裁で審理中の民事訴訟において、国および名古屋入管の責任、これらの真相が徹底的に解明されなければならないでしょう。

10月23日◆難民申請者、過去最多に迫る

2020年から始まったコロナ・パンデミックによって世界中の空港・海港が封鎖されていましたが、水際対策緩和に伴って新規入国者が増加。今年に入って難民申請者も急増し、1月～9月で1万1千人を超え、通年でおそらく過去最多に迫ることに。それは、「①4月に水際対策が終了し、母国から脱出したくてもコロナ禍で動けなかった人が新たに入国

し申請した。②アフリカをはじめ紛争や政情悪化が相次ぎ、すでに来日していた人が申請に踏み切ったことなどが指摘されている」（共同通信）。

1999年に設立された「(認定NPO法人)難民支援協会」では、いま世界70カ国から逃れてきた、ひと月約600人が相談に事務所を訪れているといえます。

その難民支援協会のホームページには“緊急声明”と言うべき解説記事「難民申請者はどう生きてゆくのか?—公的支援『保護費』の課題と生存権」(10月20日)が掲載されています。それによると、ドイツでは、年間の難民申請者26万人(2022年)に対し、生活費受給者39万9千人、住居提供者39万8千人に公的支援がなされている一方、日本では外務省の委託事業としてアジア福祉教育財団が実施している「保護費」の受給者は2020年:357人、21年:250人、22年:204人。このように受給できる人は一部のみ、しかも受給できるまで長い待機期間(平均2年9カ月)、支給額が不十分(生活保護費の三分の二程度)、圧倒的に足りない住居支援—などの問題点が挙げられています。すなわち、

ドイツなど諸外国では、難民申請者の保護と生活保障は国家の責務であるとして難民庁を設け、法律に基づいて公的支援がおこなわれているのに対して、日本では外務省の「保護措置」にすぎない、と。

あまりにも貧弱な「難民保護制度」、今年に入って急増している難民申請者という現実……、さらに、6月に成立した「改悪」入管難民法には、認定率1~2%の難民認定制度を改善する条文が、まったくありません。そのため、新制度のもとでも「難民不認定者」が増産されることとなります。すると、「庇護希望者」は2回、3回と難民申請を繰り返すほかないのです。ところが、「改悪法」では、難民不認定とされ国外退去を拒否する外国人に対して刑事罰を科す、さらに3回以上の難民申請者を強制退去させる制度となっています。このような、悪夢のような「日本」が、来春、改悪法の実施によって現出することになります。

日本の政治と社会の課題、そして私たちが取り組むべき課題は、あまりにも多いのです。

●佐藤信行(「難民・移民基金」運営チーム)

「難民・移民基金」に献金を送ってくださった教会・個人

(2023年8月6日~11月2日)

幼きイエス会(ニコラ・バレ) 寝屋川キリスト教会 横浜桐畑教会 日独ユースミッション 2023
イエズス会社会司牧センター 浦安教会 日本キリスト教協議会女性委員会
日本基督教団九州教区北九州地区ヤスク二人権委員会 日本キリスト教団巣鴨ときわ教会
日本自由メソヂスト教団 日本聖公会東京教区人権委員会 キリスト者平和ネット 日本基督教団四街道教会
新発寒教会 カトリック大分教区カリタス 日本聖公会神田キリスト教会 三次教会
日本キリスト教婦人矯風会新潟 日本カトリック難民移住移動者委員会 宮古聖ヤコブ教会
日本福音ルーテル函館教会 栗田英昭 岡田幸助 佐々木国夫 奈良いずみ 高橋礼子 井田泉
金成元 八木淳司 比企敦子 岸まち子 原科浩 秋葉正二 竹内正幸 今給黎眞弓 田村義明
大倉一美 大曲由起子 岡田富美子 松橋敦子 北村恵子 石塚多美子 大内絵美 小谷野聖枝
薄井遥 日笠山吉之 山内英子 他10名(匿名)

献金合計額:2,462,504円 感謝

「難民・移民基金」この1カ月・・・

10月11日●「難民・移民基金」運営チーム会議、困窮している難民申請者らに支援金を渡していく作業手順などを確認。

10月25日●「難民・移民基金」運営チーム会議、11月から来春にかけての作業日程などを話し合う。

10月27日●【外キ協リレー集会③】会場：札幌司教区カトリックセンター／講師：金迅野さん「暴力にあらがういのちのこばを紡ぎなおす～マイノリティとともにあるキリスト者の道」／特別アピール：「難民・移民基金」／主催：北海道外キ連・日本福音ルーテル教会社会委員会。

10月28日●【2023年度日本基督教団東中国教区宣教部社会委員会「人権集会」】会場：日本基督教団岡山教会／講師：渡邊さゆり「つないだ手を離さない～まわりにいる外国人のこと」。

11月4日●【第4回難民・移民フェス】会場：東京都杉並区柏の宮公園／主催：難民・移民フェス実行委員会——に参加。難民申請者や仮放免者たちが作った料理や手芸品などをボランティアが販売、参加者は4千人を超える。

11月8日●「難民・移民基金」運営チーム会議、献金総額が240万円を超え、それを難民申請者や仮放免者たち80人に渡す第一期支援の準備を始める。

私たちはこれから・・・

●「難民・移民基金」に皆様から寄せられた献金から、
難民申請者・仮放免者・非正規滞在者に支援金を渡す作業を12月から始めます。

●「難民・移民基金」の輪をさらに広げるために、
これから各地で開かれる諸集会で「難民・移民基金」への参加を訴えます。

◇11月17日(金) 13:30～15:30

(対面とオンライン併用) 【ACWCJ1日研修会】
会場：救世軍神田小隊／発題：渡邊さゆり「神の創造への小さな応答」

◇11月18日(土) 14:00～16:00

(対面とオンライン併用) 【外キ協リレー集会④】
会場：日本キリスト教会横浜桐畑教会／講師：山田貴夫さん「多文化共生のまちづくり～川崎の経験から考える」／主催：神奈川外キ連

◇11月19日(日) 15:00～17:00

(対面とオンライン併用) 【外キ協リレー集会⑤】
会場：在日大韓基督教会広島教会／講師：大久保正禎さん「関東大震災朝鮮人虐殺～官民によるヘイトの構造～」／主催：広島外キ連・日本基督教団西中国教区宣教委員会社会部

◇11月21日(火) 19:00～20:30

(対面とオンライン併用) 【外キ協リレー集会⑥】
会場：カトリック大阪大司教館1階会議室／講師：榎井縁さん「世界に通用する移民政策と多文化共生社会の在り方」／主催：関西代表者会議・関西外キ連

◇11月30日(木) 18:00～20:30

(対面とオンライン併用) 【外キ協リレー集会⑦】
会場：NCC(日本キリスト教会館2F)／講師：山田拓路さん「外国にルーツのある子どもたちのいま～日本語教育の不足と入管法改悪のはざままで」／主催：NCC在日外国人の人権委員会

◇2024年1月25日(木) 18:30～20:30

(対面とオンライン併用) 【外キ協全国協議会公開集会】
会場：日本バプテスト広島キリスト教会／報告：栗林克行さん「ひまわり&おりづる・フェスタ2023」／講演：渡邊さゆりさん「在日ミャンマー人の現在と難民・移民基金がめざすもの」

◇1月26日(金) 18:30～20:45

(対面とオンライン併用) 【外キ協第38回全国集会】
会場：日本バプテスト広島キリスト教会／第一部礼拝メッセージ：今給黎眞弓さん／第二部：崔善愛さんのピアノ演奏と証し

◆外キ協関係集会の申込先など詳細は、外キ協ホームページ <http://www.gaikikyo.jp> をご覧ください。



ここのか祈禱会



はじまりました！ぜひご参加ください

毎月9日19:30～20:00、難民・移民基金につながるひとたちと共に、祈り・分かち合うひとときをオンライン(Zoom)でもちます。基金報告、発題や証し、参加者同士の分かち合いなど。

どなたでもお気軽にご参加ください。(2023年11月～2024年7月9日まで)

第2回目は、**12月9日(土)19:30～20:00**

〔内容〕基金報告／発題：渡邊さゆり／
分かち合い

●Zoomリンクはこちら

ミーティングID: 815 7644 8847

パスコード: 798850

